第 5390 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 1月 20日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 過年分の国民年金保険料

Q：私は昨年、未納になっていた過年分の国民年金保険料を支払いましたが、この保険料は全額、社会保険料控除の対象にすることができますか？

A：対象とすることができます。

【解説】

社会保険料控除の対象になる保険料は、本人が自己の分又は生計を一にする親族が負担することとなっているものを実際に支払ったもので、未払いの保険料は対象になりません。

ところで、国民年金保険料は、これまで、納期限から２年を経過すると時効により納付することができませんでしたが、法改正により、平成24年10月１日から平成27年９月30日までの間に限り、過去10年間、未納になっていた国民年金保険料につき、納付することができることとされました。

また、その後は、平成27年10月１日から平成30年９月30日までの間について、過去５年間、未納になっていた国民年金保険料を納付することができることとされています。

したがって、あなたが支払った過年分の国民年金保険料が、自己の分又は生計を一にする親族が負担すべきこととなっているものであれば、その全額がその支払った年の社会保険料控除の対象とすることができます。